

湘南地区地域包括支援センター すみれ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団康心会が開設する「湘南地区地域包括支援センター すみれ」が行う、指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の専門職は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的にかつ効果的に提供されるよう配慮する。

2 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、提供される指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業が特定の種類又は特定の指定介護予防支援事業者及び第1号介護予防支援事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。

3 市町村、介護予防サービス計画作成を委託する指定居宅介護支援事業所、地域の関連団体等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所地は次のとおりとする。

名称 湘南地区地域包括支援センター すみれ

住所地 神奈川県茅ヶ崎市浜見平 11-1 ハマミーナ 1階

(従事者の職員・職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種及び、職員数は次のとおりとする。

(1) 管理者 (常勤)

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保健師または看護師 (常勤専任)

健康増進の啓発業務を行う。

(3) 社会福祉士 (常勤専任)

総合相談及び権利擁護業務を行う。

(4) 主任介護支援専門員 (常勤専任)

地域における介護支援専門員への指導、助言及び包括的、継続的ケアマネジメントの実施。多職種ネットワークの後方支援を行う。

(5) 上記3職種のいずれか (常勤または非常勤専任)

(6) 介護支援専門員 (常勤)

員数は、同4条1項(2)から(5)について各1名以上とし、(1)は兼務とし

適宜適切な員数を配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日 月曜日～土曜日

休業日 日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

営業時間 8：30～17：00

（指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の提供方法、内容及び利用料、その他費用額）

第6条 事業所の指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業の提供方法、内容及び利用料その他費用額は次のとおりとする。

- 1 提供方法はあらかじめ介護予防サービス計画で利用者の希望を基本として作成されるものであること等につき説明し理解を得る。また、事業の実施地域を勘察し利用者に対し、自ら適切な介護予防支援を提供することが困難と認める場合は、他の居宅支援事業所への委託、その他必要な措置を講ずる。
- 2 日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう利用者から依頼を受けて、利用する介護予防サービス等の種類や内容等を定めた計画（介護予防サービス計画）を作成し、作成した介護予防サービス計画に基づいて介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防事業者やその他の者との連携調整等の便宜を図る。
- 3 利用料は、介護報酬告示上の金額
- 4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る料金について厚生労働大臣

は茅ヶ崎市長が定める基準によるものとし、原則として利用者の負担金はありません。ただし介護予防支援に係る料金については、保険料の滞納により、法定代理受領による保険給付が受けられない場合には、全額自己負担となる場合があります。

- 5 担当者が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となる場合があります。

(通常の事業の実施地域)

第7条 事業所が行う通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

実施地域 茅ヶ崎市 湘南地区

(その他運営に関する重要事項)

第8条 事業所のその他運営に関する重要事項

- (1) 受給資格の確認：被保険者資格・要支援認定等の有無及び有効期間の確認を行う。
- (2) 介護保険認定申請にかかる援助：要支援認定を受けていない利用者には速やかに申請が行われるよう援助を行う。
- (3) 身分証明書携行：訪問時には身分証明書を携行する。
- (4) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業サービス費用の説明：利用者又はその家族に対し、サービス内容及びサービス利用にかかる費用に

ついて説明し同意を得る。

- (5) 市町村への通知：介護予防給付等、対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められた時、偽りその他不正の行為によって介護給付の支給を受けた、又は受けようとした時は市町村へ通知を行う。
- (6) 守秘義務：職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に明記する。
- (7) 職員研修：職員の質向上を図り良質なサービス提供を行うため、研修計画に基づいて必要な研修を実施する。
- (8) 緊急時の対応：緊急時（災害発生時）には緊急時（災害時）対応マニュアルに基づいた対応を行う。
- (9) 苦情対応：提供した指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業サービスに対する苦情がある場合、又は介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに対して苦情がある場合には、申し立ての窓口を明確に示した上で苦情対応マニュアルに基づいた対応を行う。
- (10) 虐待の防止
虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり、必要な措置を講じる。
 - ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について担当者に周知徹底する。
 - イ 虐待の防止のための指針を整備し、担当者が適切に支援を行うために、必要な研修を定期的（年1回以上）に開催する。
 - ウ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を置く。

(1 1) 身体拘束の防止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(1 2) 雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じる。

ア 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発

イ 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

ウ その他ハラスメント防止のために必要な措置

(1 3) 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行う・見直し、必要に応じて変更するなどの措置を講じる。

(1 4) 事故発生時等の対応

利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者家族、医療機関、市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じる。

(1 5) 記録の整備

利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

一 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ 評価の結果の記録

オ モニタリングの結果の記録

三 市町村への通知に関わる記録

四 苦情の内容等の記録

五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第9条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は茅ヶ崎市と医療法人社団

康心会との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成20年4月1日から施行する

この規程（又は細則）は平成20年12月16日から施行する

この規程（又は細則）は平成24年4月1日から施行する

この規程（又は細則）は平成25年6月16日から施行する

この規程（又は細則）は平成26年4月1日から施行する

この規程（又は細則）は平成26年6月1日から施行する

この規程（又は細則）は平成26年10月1日から施行する

この規程（又は細則）は平成27年4月1日から施行する

この規程（又は細則）は平成28年3月1日から施行する

この規程（又は細則）は平成28年4月1日から施行する

この規程（又は細則）は平成30年4月1日から施行する

この規程（又は細則）は平成30年4月16日から施行する

この規程（又は細則）は平成30年6月16日から施行する

この規程（又は細則）は平成30年7月1日から施行する

この規程（又は細則）は令和3年4月1日から施行する

この規定（又は細則）は令和4年4月1日から施行する

この規定（又は細則）は令和6年1月4日から施行する

この規定（又は細則）は令和6年4月1日から施行する